



山運整第534号の2  
平成26年12月4日

公益社団法人山形県トラック協会会長 殿

東北運輸局山形運輸支局長



事業用自動車の緊急点検の実施について

標記について、平成26年12月1日付け東自整第122号、東自保第100号により東北運輸局自動車技術安全部長から別添のとおり通知があり、別紙（写）のとおり一般社団法人山形県バス協会会長に対し緊急点検を実施するよう通達しましたので、貴会傘下会員が保有している事業用自動車においても同種事故が発生するおそれがあることから、下回りの主要骨格部分の点検をはじめ、保守管理を徹底して頂けるよう周知方よろしく申し上げます。

国自整第 225 号の 2

平成 26 年 11 月 21 日

公益社団法人 全日本トラック協会会長 殿

一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

### 事業用自動車の緊急点検の実施について

標記については、平成 26 年 3 月 7 日付け国自整第 365 号「事業用自動車の保守管理の徹底について」により、高速乗合バス等の事業用自動車を運行する自動車運送事業者などに対して、車枠・車体の腐食に関する保守管理の徹底を図っているところですが、平成 26 年 10 月 24 日に兵庫県内の中国自動車道において、近畿運輸局管内の高速乗合バスが車枠の腐食により部品が剥離してハンドル操作が不能になり、当該バスが接触した乗用車の運転者が軽傷を負う事故が発生しました。これまで、車枠・車体の保守管理についての注意喚起をしていたにも拘わらず、同種の事故が再発したことは誠に遺憾であります。

また、当該事故の発生に鑑み、近畿運輸局では、別添 1 のとおり事業用自動車（バス）の全車両緊急点検を実施するよう通知したところです。

つきましては、貴会傘下会員の保有している事業用自動車においても同種事故が発生するおそれがあることから、貴会傘下会員の自動車運送事業者到下回りの主要骨格部分の点検をはじめ、保守管理を徹底して頂けますよう周知方よろしく申し上げます。

なお、本件については、別添 2 のとおり地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長に通知したので申し添えます。

近運技整第366号の4  
近運技保第571号の4  
平成26年11月18日

別紙トラック、霊柩、タクシー、福祉輸送協会会長 様

近畿運輸局自動車技術安全部長

### 事業用自動車（バス）の緊急点検の実施について

本年10月に近畿管内のバス事業者において高速道路を走行していた高速乗合バスの主要骨格部分（フロントフレーム部分）の腐食により部品が脱落（下図参照）してハンドル操作が不能になり、乗用車に接触して乗用車の運転者が軽傷を負う事故が発生しました。

また、この事故以前の平成25年11月にも他運輸局管轄の高速乗合バスにおいて同様にハンドル操作が不能となり、路肩ガードレールに衝突し乗客5人が軽傷を負う事故も発生しております。

つきましては、別添のとおり近畿管内のバス事業者に対して緊急点検を実施するよう通達しましたので、貴協会傘下事業者が保有している事業用自動車についても同様な事象が発生するおそれもあることから保守管理を徹底して頂きますよう周知方よろしくお願いします。

